

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けられるようになります。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる税目

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する
個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
など、ほぼ全ての税目。

申請手続等

- 納期限まで**に申請する必要があります。

北本市

■納税課連絡先

.....

☎048-591-1111(内)2278・2424